

2023年6月1日 No. 178 (毎月1日発行)

【コロナ感染者の増加について】

衛生福利部は5月23日、新型コロナウイルスの感染第4派が6月末にかけてピークを迎えるとの見通しを発表しました。5月第三週1週間の中重症者数が、3月に毎日の感染者数の把握を取りやめて以来、最多となっています。また、感染対策の強化は、今のところ発表されておらず、現状とままとする見通しです。

【再生エネルギー発展条例について】

経済部は5月29日、再生可能エネルギー利用の推進を目的とした「再生エネルギー発展条例部分条文修正草案」が、立法院の三読会を通過したと発表しました。この条例には新築、増築または改築する際の建物の屋上への太陽光パネル設置義務などが盛り込まれています。この条例が、温室効果ガスの排出実質ゼロの目標に向けた法的な基盤になるとしています。

【2022年の経常性給与の上昇傾向について】

行政院主計総処は5月30日、昇給に関する調査を発表しました。

その中で、2022年に経常性給与の引き上げを行った企業は全体の33.3%となり、2021年から3%の上昇、昇給対象者は全体の39.6%となり、2021年から2.6%の上昇となりました。

また2023年3月時点において、同様に引き上げを行った企業は全体の28.2%、引き上げ未定の企業は34.8%、引き上げをしない企業は37.0%となっています。

【入出国及移民法の改正案について】

内政部移民署は5月30日、「入出国及移民法」の改正案が、立法院の三読会を通過したと発表しました。これにより外国人配偶者の居留証取得や永久居留証の取得の条件が緩和される見通しです。主な改正内容は以下のとおりです。

- 台湾人配偶者と死別した外国人配偶者は、未成年の子供を養育または交流がある場合、居留証申請が可能となる。
- 台湾人配偶者と家庭内暴力（DV）を理由に離婚した場合でも、居留証は引き続き有効となる。
- 永久居留証の条件を年間台湾滞在日数183日以上から、直近5年の台湾滞在日数平均183日以上とする。
- 居留証の申請期限を従来の入境15日以内から30日以内とする。



フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路3段128號7樓之1保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。